

## 固定資産の特別償却( I )

島 中 瞳

1. はじめに
2. 特別償却の種類および償却限度額（後部以下次号）
3. 特別償却における会計処理
4. おわりに

### 1 はじめに

特別償却 (special depreciation) とは、特定の建物、機械、設備等あるいは新築貸家住宅等の減価償却資産について法人税法の規定による通常の償却限度額（普通償却限度額）のほかに減価償却資産の取得の当初においてその取得価額の一定割合の特別償却限度額を損金に算入することを認めている制度である。すなわち、普通償却限度額を超えて行われる償却をい、普通償却限度額を超える一定限度を特別償却限度額という。したがって、当期の償却限度額は、普通償却限度額と特別償却限度額との合計額である。

$$\text{当期の償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{特別償却限度額}$$

この特別償却制度は、生産設備の近代化、企業体质の合理化、特定設備への投資促進、公害防止の促進、中小企業対策、技術革新対策、国際競争力の強化、住宅建設の促進、資源および省エネルギー対策、雇用対策又は障害者の雇用の促進等その時代の要請する各種の緊要な産業・社会政策目

的を達成しようとする見地から普通償却限度額を超えて特別償却が認められている。

すなわち、一定の早期償却を認めることにより、減価償却資産に対する投下資金が早期に回収されるとともに、それに対応した納税額の減少部分だけ課税が延期されることにより、国庫から無利子で資金を借り入れたと同様の効果を生じるのである。つまり投下資本の流動化を促進して再投資を容易にし、産業・社会政策目的が達成されるわけである。いわゆる政策減税（課税の繰延べ）の一種である。

特別償却には、次の2つの形態がある。

特別償却	初年度特別償却（期初償却）
	割増償却（加速償却）

初年度特別償却は建物や機械等の特定の減価償却資産を取得して事業の用に供した最初の事業年度において、その取得価額に一定割合を乗じた金額の特別償却を普通償却の外に認める方法である。

特別償却限度額 = 取得価額 × 一定割合

割増償却は、償却額を割増して償却をすることによって投下資本を早期に回収する方法であるということから、初期の年度に多額の償却をする、いわゆる加速償却 accelerated depreciation (加速原価回収法 accelerated cost recovery system)<sup>1)2)</sup>である。すなわち、特定の減価償却資産を取得して事業の用に供した最初の事業年度から一定期間について、普通償却限度額に一定割合を乗じた金額を割増して償却することを認める方法である。

特別償却限度額 = 普通償却限度額 × 一定割合

なお、特別償却は優良賃貸住宅等の割増償却を除き、青色申告書を提出する法人に限り、かつ、確定申告書に償却限度額の計算に関する明細書等の添付がある場合に限り認められる。

さて、本稿ではこのような税法特有の特別償却について、特別償却の償却限度額および会計処理を中心に、考察することとする。

## 2 特別償却の種類および償却限度額

### A 初年度特別償却

#### (1) エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却

わが国のエネルギーに対する需要は、ゆとりと豊かさを背景とするライフスタイルの変化とともに、大幅な増加傾向を示している。今後、ゆとりと豊かさの追求に伴い、エネルギー需要は益々増加してゆくものと考えられる。このような状況の中でわが国のエネルギー供給構造の脆弱性、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応等様々な問題に対処していくためには、一層の省エネルギー対策が必要である。このため、わが国のエネルギーに対する安全性を確保し、また、地球温暖化問題に対し政策面から積極的な対応を行う観点から、エネルギーの需要・供給両面からの対策により、わが国のエネルギー需給構造の改革を推進するためにエネルギー需給構造改革推進投資促進税制が創設された。

この制度では、エネルギー需給構造改革推進設備等<sup>3)</sup>について、一定の要件<sup>4)</sup>の下に、取得価額の30%（海外生産油田に係る鉱業権については15%）の特別償却と取得価額の7%（海外生産油田に係る鉱業権については3.5%）の特別税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度額については、1年間の繰り越しを認める。）とのいずれかの選択を認めている。<sup>5)</sup>

(2) 電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却

大企業では技術進歩の著しい産業用ロボット等のメカトロニクス機器及びコンピューター等の電子機器利用設備の導入が急速に進んでいるのに反して、中小企業ではその導入がおくれていることが原因となって付加価値生産性において、大企業と中小企業との間に格差が存在している。

このため、中小企業にこれらの電子機器利用設備の導入を促進させ、生産・流通・管理部門の効率化、省力化、高度化等を図ることによって、生産性を向上させるとともに、経営の近代化を促すという租税政策上の目的から創設された。

この制度では、青色申告法人で中小企業者等に該当する者が指定期間(昭和59年4月1日から平成8年3月31日までの期間)内に、一定の電子機器利用設備<sup>6)</sup>を取得し、これを国内にあるその法人の営む製造業、建設業、卸売業又は小売業等の事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の特別税額控除(当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については、1年間の繰り越しを認めている。)が認められている。なお、リース資産については、これを使用する中小企業者等に対して、リース料の60%相当額について7%の特別税額控除が認められる。<sup>7)</sup>

(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却

円高の持続および定着等の『経済情勢を背景として、特定の中小企業者及び流通サービス業の経営基盤の安定強化を通じて、消費の拡大等により内需の振興、産業経済の持続的な活力の発揮を図る』<sup>8)</sup>とともに、その産業における雇用の吸収を高めるために創設された。

この制度では、青色申告法人で特定の中小企業者及び卸売業、小売業、

飲食店業又はサービス業を営むものが、昭和62年4月1日から平成9年3月31日までの間に新品である事業基盤強化設備の取得又は製作をし、これを特定の事業<sup>9)</sup>の用に供した場合には、その事業の用に供した初年度において、普通償却の別枠として、その取得価額の30%相当額の特別償却と取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用が認められる。<sup>10)</sup>

#### (4) 事業化設備等を取得した場合の特別償却

青色申告書を提出する法人で創造的事業活動を行う特別中小企業者が一定期間内<sup>11)</sup>に新品の特定事業化設備等<sup>12)</sup>を取得して事業の用に供した場合に、初年度において、その取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の特別税額控除が認められている。<sup>13)</sup>

#### (5) 特定設備等の特別償却

青色申告法人が、次に掲げる減価償却資産（特定設備等）で、その製作後事業の用に供されたことのないものを、取得し又は製作し、これを事業の用に供した場合には、その特定設備等について普通償却限度額のほか別枠とし、次のように取得価額の一定割合に相当する金額の初年度特別償却が認められている。<sup>14)15)</sup>

- ① 公害防止用設備（騒音防止設備、汚水処理用設備、ばい煙処理用設備、産業廃棄物処理用設備等一定の公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の設備）……………取得価額×18%
- ② 廃棄物再生処理用設備……………取得価額×14%
- ③ 一般電気事業、第一種電気通信事業、有線テレビ・ラジオ放送法人等の電線類地中化設備……………取得価額×10%
- ④ 海上運送業を営む法人の経営合理化に資する船舶…取得価額×16%

## (5) 航空運送業を営む法人の経営合理化に資する航空機

..... 取得価額 × 9 %

## (6) 民間事業者の能力の活用により整備される特定施設の特別償却

わが国の財政事情や貿易摩擦等の経済的環境の変化に対応して、国民経済の基盤の充実を図ることが急がれている。最近の急激な技術革新、経済の国際化等に対応するためには公的分野のみでなく民間の活力も利用できるような新しいタイプの施設の整備を行うことが必要となってきている。このような事業を推進していくためには、政策支援措置を講ずる必要がある。

そこで、このような基盤的施設の整備において、民間事業者の資金、効率的で柔軟な経営能力および技術的能力を活用するための方法として、施設の整備につき主務大臣が指針を示し、民間事業者が指針に即した整備計画を定めて計画的に施設整備を進める手法が法制的に整備<sup>16)</sup>されるとともに、このような方法により整備される特定施設について特別償却制度を設けることにより、その特定施設の設置、建設を促進しようとしたものである。<sup>17)</sup>

この制度では、民間活力を利用して産業基盤施設の建設を進めるため、青色申告書を提出する法人が昭和61年4月1日から平成8年3月31日の間に「民間事業者の能力活用による特定施設の整備促進臨時措置法」の規定に基づき示される主務大臣の指針に従って計画的に整備される特定施設のうちその設置が緊急に必要な建物及びその附属設備、構築物で、その建設事業の用に供したことのないものを取得して、その法人の事業の用に供したときは、初年度取得価額の12%の特別償却を認めている。<sup>18)</sup>

### (7) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設等の特別償却

『関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国および世界の文化等の発展並びに国民経済の発展に資することを目的』<sup>19)</sup>として関西文化学術研究都市建設促進法が制定された。

「関西文化学術研究都市」とは、大阪府、京都府及び奈良県にまたがるいわゆる京阪奈丘陵のうち、内閣総理大臣が定める地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設される都市』<sup>20)</sup>をいう。

『この関西文化学術研究都市の建設は、近畿圏において培われてきた豊かな文化・学術・研究の蓄積を活かし、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、21世紀に向けた創造的、かつ、国際的、学際的、業際的な文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりをめざすものであり、我が国及び世界の文化・学術・研究の発展並びに国民経済の発達に寄与するのですが、この都市の建設は産学官の協力を基本として民間活力を最大限活用して行うというこれまでに例をみないプロジェクトであることにかんがみ、その建設の推進のため、税制面でも必要な支援措置』<sup>21)</sup>が講じられている。

この制度では、青色申告法人が、関西文化学術研究都市の建設に関する計画の承認の日から平成9年3月31日までの間に、関西文化学術研究都市の文化学術研究地区内において、文化学術研究施設のうち一定の要件を満たす研究用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置で一定規模のものでその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものを取得等し、これを当該法人の事業の用に供したときは初年

度において取得価額の28%（建物及びそり附属設備は13%）の特別償却を認めている。<sup>22)</sup>

#### (8) 特定中核的民間施設等の特別償却

多極分散型国土形成促進法<sup>23)</sup>の重点整備地区又は業務施設集積地区の区域内において整備される中核的民間施設を取得または建設した場合に特別償却を認めることにより多極分散型国土の形成を促進するために創設されたものである。

この制度の概要は、次のとおりである。青色申告書を提出する法人でいわゆる第三セクター<sup>24)</sup>に該当するものが、平成元年4月1日から平成9年3月31日までの間に、特定中核的民間施設を取得し、又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、その特定中核的民間施設につき普通償却限度額のほか、その別枠として初年度において、その取得価額の9%相当額の特別償却が認められている。<sup>25)</sup>

なお、中核的民間施設の特別償却の対象には、大阪湾臨海地域開発整備法の開発地区において整備計画に従って一定の第3セクターが取得する同法の中核的施設が含まれるが、これについては、取得価額の12%の初年度特別償却を認めている。

また、青色申告書を提出する法人で山村振興法の保全事業等の計画の認定を受けたもの及び特定山村保全計画の認定を受けたものが、平成3年4月1日から平成9年3月31日までの間に認定された計画に従って取得等をする一定の機械装置及び建物等について、取得価額の15%（建物及びその附属設備については8%）相当額の特別償却が認められている。<sup>26)</sup>

### (9) 地震防災対策用資産の特別償却

『大規模地震対策特別措置法においては、地震防災対策強化地域に指定された地域内の民間事業者のうち、防災上重要な役割を果たす者に対して、地震防災応急計画の作成を義務づけ、警戒宣言が発せられた場合に、これらの者が的確な地震防災応急対策を講ずることにより、住民の生命身体等の保護を図る』<sup>27)</sup>ことを目的としている。

地震防災応急計画に即した応急対策が円滑に実施されるためには、一定の防災用資産等の整備が十分に行われる必要がある。このような観点から地震防災応急対策を実施するために必要な地震防災応急対策用資産の整備を促進するために地震防災対策用資産の特別償却制度が創設された。

この制度では、青色申告書を提出する法人で特定の者に該当するもの<sup>28)</sup>が、昭和62年4月1日から平成9年3月31日までの間に、地震防災対策用資産（動力消防ポンプ、感動装置、緊急遮断装置、携帯発電機、防災用井戸、移動式消火設備等）を取得し、又は製作して、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、その地震防災対策用資産につき普通償却限度額のほか、その別枠としてその取得価額の13%相当額の特別償却を認めている。<sup>29)</sup>

### (10) 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却

『高度技術工業集積地域開発促進法は、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、その特定の地域及びその周辺の地域の経済の発達を図り、もって地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展を支援することを目的としている。

すなわち、高度技術工業開発企業の立地の促進（先端技術産業の導入措

置) と地域産業における高度技術開発企業及び高度技術利用企業へ成長するよう促進(地場産業育成措置)することを目的』<sup>30)</sup>とするものである。

この制度は、高度技術工業集積地域促進法に基づいて、昭和59年1月1日から平成元年3月31日までの間に主務大臣が承認をした開発計画による高度技術工業集積地域(テクノポリス地域)において法人の取得する高度技術工業用設備について、普通償却限度額に、その取得価額の一定割合<sup>31)</sup>を加算する特別償却が認められる。<sup>32)</sup>

#### (1) 特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(特定事業集積促進法)は『産業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進することにより、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図り、もって地域住民の生活の向上と国民経済および国土の均衡ある発展に寄与することを目的』<sup>33)</sup>としている。

一方、税制面においても都道府県の作成する集積促進計画に定められた地域に立地する特定事業を営む法人に対する特別償却制度を認めることによりこれを側面から推進することとされた。

この制度では、青色申告書を提出する法人が、昭和63年4月1日から平成8年3月31日までの間に行われた地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(特定事業集積促進法)の承認に係る集積促進計画において定められた集積促進地域(特定事業集積促進地域)内において、その承認のあった日から5年以内に特定事業用資産を取得した場合には、一定の要件<sup>34)</sup>のもとで、特別償却が認められる。<sup>35)</sup>

### (12) 事業革新設備等の特別償却

青色申告法人で特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の事業革新計画の承認を受けた法人が同法施行の日から平成9年3月31日までに新品の事業革新設備を取得又は製作して事業の用に供したときは、初年度取得価額の25%の特別償却が認められている。<sup>36)</sup>

また、青色申告法人で特定農産物加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産物加工業者が平成7年4月1日から平成9年3月31日までに新品の経営改善用設備を取得又は製作して事業の用に供したときは、初年度14%の特別償却を認めている。<sup>37)</sup>

### (13) 特定余暇利用施設の特別償却

『近年における国民の余暇増大、生活様式の多様化等に伴い、余暇における活動欲求が高まり、その内容も多様化している。すなわち、自然とのふれあい、健康の維持・増進、創造的活動、地域・世代を超えた交流等に対する要求が増大している。

他方、経済のサービス化の進展、素材型産業や輸出依存型産業の停滞等の産業構造の変化、さらには地域間経済格差の拡大傾向に対応して、地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開し、国土の均衡ある発展を図っていく必要がある。一方、内需の拡大を図り、国際的に調和のとれた対外均衡の達成や国内雇用の創出に資する』<sup>38)</sup>ことが求められている。

『このような社会経済的環境の変化に即応して良好な自然条件を有する等の一定の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ・レクリエーション・教養文化活動・休養・集会等の多種な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重

点を置きつつ促進することにより、ゆとりのある国民生活のための便益の増進並びにその地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的』<sup>39)</sup>として総合保養地域整備法が制定された。これに伴い、税制面においても必要な助成措置が講じられ、特別償却制度が創設されたのである。

この制度では、青色申告書を提出する法人が、総合保養地域整備法の承認基本構想（平成9年3月31日までに承認を受けたものに限られる。）において定められた重点整備地区の区域内において、その承認の日から10年以内の期間内に、特定余暇利用施設を取得し又は建設して、これをその法人の事業の用に供した場合には、初年度においてその取得価額の一定割合<sup>40)</sup>相当額の特別償却が認められる。<sup>41)</sup>

#### (14) 特定電気通信設備の特別償却

『我が国の社会及び経済活動の進展、電気通信技術の発達、特に昭和60年の電気通信制度改革を契機に無線局数は急激に増加し、周波数が逼迫しつつある状況』<sup>42)</sup>となっている。今後増大するであろう周波数の需要にいかに対応していくかが重要な課題となっている。

このような状況に対応するために、『税制面からも特定電気通信設備の導入について特別償却を認めることにより、電波の共同利用化等その高密度な利用の促進』<sup>43)</sup>を図っている。

この制度では、青色申告法人で電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者（第一種電気通信事業者、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者）に該当するものが、平成7年4月1日から平成10年3月31日までの間に、対象設備<sup>44)</sup>の取得又は製作をして、これを事業の用（貸し付けの用を除く。）に供した場合には、取得等の時期に応じた特

別償却率<sup>45)</sup>による特別償却が認められている。<sup>46)</sup>

#### (15) 商業施設等の特別償却

大店法の規制緩和を受けて、大型店の出店は相当な件数となり、中小小売商業者への影響を考えると、商店街等商業集積の整備や中小小売商業者の体質強化等を行っていくことが必要とされる。そこで、中小小売商業振興法を改正するとともに、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法が制定された。また、食品の流通機構の合理化・高度化を図り、併せて一般消費者の利益の増進等に資することを目的に食品流通構造改善促進法が制定された。これらの法律により諸般の施策が講じられることとされているが、この施策の一環として、税制面においても従来特定設備等の特別償却制度の一つとして認められていた中小小売商業用等の店舗用建物等の特別償却制度を改組・拡充し、商業施設等について特別償却を認めることとされたのである。<sup>47)</sup>

この制度では、青色申告法人で事業協同組合等および中小小売商業者等が、平成3年4月1日から平成9年3月31日までの間に新品の商業施設等を取得して事業の用に供した場合に、初年度において、その内容に応じて一定割合<sup>48)</sup>の特別償却が認められている。<sup>49)</sup>

#### (16) 特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却

『産業業務施設の過度集中を主な要因として、依然として人口、諸機能の東京一極集中傾向が続いており、東京においては地価高騰や住宅難等過密の弊害が、地方においては若年層の地域外への流出による地域活力の低下がもたらされています。

このような東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を図るために、

地方の発展の拠点となるべき地域（地方拠点都市地域）の整備を重点的に推進するとともに、産業業務施設の再配置を促進する必要があるとされています。

このため、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から、地方拠点都市について都市機能の増進及び居住環境の向上を図るとともに、過度に産業業務施設が集積している地域から地方拠点都市地域への産業業務施設の移転の促進を図ることを目的とした「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」が平成4年6月に成立したが、税制面においても、過度集積地域（東京23区）から特定拠点地区への事務所・研究所用の土地・建物等の移転に伴う買換えの特例を追加するとともに、本制度を創設することにより、地方拠点都市地域の整備の促進を図ることとしたものです。』<sup>50)</sup>

この制度では、法人が、平成8年3月31日までの間に地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき承認された基本計画において定められた特定の拠点地区内において、その承認の日から5年以内に取得等をした事務所又は研究所用の建物及びその附属設備のうち取得価額が2億円以上のものについて、初年度取得価額の12%の特別償却が認められている。』<sup>51)</sup>

## 注

- 1) Ray M.Sommerfeld, Silvia A.Madeo, Kenneth Anderson and Betty R.Jackson;Concepts of Taxation, 1994 Edition, The Dryden Press, 1993, P.447~450
- 2) GENERAL EDITORS James W. Pratt, William N.Kulsrud CONTRIBUTING AUTHORS: Marguerite R.Hutton,Sally M. Jones, William N. Kulsrud, Michael A. O'Dell, Nathan Oestreich, James W. Pratt, Edward J. Schnee,Jerrold J. Stern, Steven C.Thompson,John C. Tripp, Michael J. Tucker, James L. Wittenbach; Federal Taxation, 1994 Edition, Richard D. Irwin, Inc, 1993 p.9-4

～9-34

3) この制度の適用対象となる資産は、次に掲げる減価償却資産である。(租税特別措置法42の5①)

① エネルギー有効利用設備

- (イ) エネルギー有効利用製造設備
- (ロ) エネルギー有効利用付加設備
- (ハ) 廃棄物原材料利用設備
- (ニ) 地域熱供給設備等
- (ホ) 電気・ガス需要平準化設備

② 石油代替エネルギー利用設備等

③ 石油資源供給安定化設備等

- (イ) 石油資源供給安定化設備
- (ロ) 海外生産油田に係る鉱業権

④ 電気供給安定化設備

⑤ 中小企業者用エネルギー有効利用等設備

⑥ エネルギー等の使用の合理化及び再生資源利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の承認事業計画に従って取得等する一定の設備

4) この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成4年4月1日から平成8年3月31日までの期間（指定期間）内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し又は製作し若しくは建設して、これを取得し、製作し、若しくは建設した日から1年内にその法人の事業（海外油田に係る鉱業権を除く）の用に供した場合に適用される。(租税特別措置法42の5①)

5) 租税特別措置法42の5①

6) 対象設備については、原則として取得価額が1台又は1基当たり160万円以上のものについてこの制度の適用がある。ただし、リース物件について法人税額の特別控除を適用しようとするときは、1台又は1基当たりのリース料の総額が210万円以上であることを要する。(租税特別措置法施行令27の6②, ⑤)

7) 租税特別措置法42の6①

8) 山本守之「体系法人税法」税務経理協会（平成7年）P.1036

9) この制度の適用対象となる特定中小企業者とは、次の法人をいう。(租税特別措置法42の7①～六)

- ① 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者（中小企業者等に限る。）で、経営改善措置に関する計画に係る承認を受けた法人
- ② 卸売業、小売業、飲食店業又は特定のサービス業を営む法人
- ③ 中小企業労働力確保法の認定計画に従って改善事業を実施する認定組合等又はその構成員
- ④ 特定中小企業集積活性化に関する臨時措置法の承認認定計画に従って特定分野

に進出する承認中小企業者

- ⑤ 農業を営む法人（中小企業者等に限る。）
- ⑥ 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の特定中小企業者
- 10) 租税特別措置法42の7
- 11) 一定期間内とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成9年3月31日までの期間をいう（租税特別措置法42の8①）
- 12) 適用対象となる創造的事業活動を行う特別中小企業者と特定事業化設備等とは、次のとおりである（租税特別措置法42の8①）。
  - (イ) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの…………その認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置
  - (ロ) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する法人のうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの…………同法第二条第三項第一号に規定する業種に属する事業の用に供される機械及び装置
  - (ハ) 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの…………機械及び装置
- (イ)～(ロ)のうち適用対象となる特定事業化設備は1台又は1基の取得価額が250万円以上のものである（租税特別措置法施行令27の8②）。
- 13) 租税特別措置法42の8
- 14) 租税特別措置法43
- 15) 租税特別措置法施行令28
- 16) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（特定施設整備法）
- 17) 藤掛一雄「わかりやすい減価償却の税務」税務研究会出版局（平成5年）P.418
- 18) 租税特別措置法43の2
- 19) 藤掛一雄 前掲書 P.422
- 20) 藤掛一雄 前掲書 P.422
- 21) 藤掛一雄 前掲書 P.422～423
- 22) 租税特別措置法43の3
- 23) 『「多極分散型国土形成促進法」は、国の行政機関等の移転、振興拠点地域の開発整備及び業務核都市の整備等の施策を通じ、多極分散型国土（人口及び行政、経済、文化等に関する機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適性

に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土) の形成を促進することを目的』とするものである。(藤掛一雄 前掲書 P. 426)

- 24) 『その発行済株式の総数又は出資金額もしくは拠出された金額の 2 分の 1 以上の数又は金額が地方公共団体により所有され又は出資もしくは拠出をされている法人』(山本守之 前掲書 P.518)
- 25) 租税特別措置法43の 4 ①
- 26) 租税特別措置法43の 4 ②
- 27) 藤掛一雄 前掲書 P.432
- 28) 青色申告書を提出する法人で特定の者に該当するものとは、次に掲げるものをいう。(租税特別措置法44①)
  - (1) 地震防災強化地域内において地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業を管理又は運営することとなる者に該当する法人
  - (2) 地震動により生ずる建築物の落下による被害を防止するための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域（これを「特定の区域」という。）において、昭和54年 4 月 1 日前に建築された地上階数 3 以上の建物を有する法人  
ここにいう「特定の区域」とは、次に掲げる区域のうち、都市計画に定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）の最高限度が400%以上の区域をいう（租税特別措置法施行令28の 5 ②）。
    - ① 大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域
    - ② 首都圏整備法の既成市街地
    - ③ 近畿圏整備法の既成都市区域
    - ④ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域
    - ⑤ ②に掲げる区域に隣接する区域で、大規模な地震が発生するおそれが大きく、大規模な地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがある区域として国土庁長官が大蔵大臣と協議して指定した区域
- 29) 租税特別措置法44①
- 30) 藤掛一雄 前掲書 P.438
- 31) 一定割合とは、次に掲げるとおりである。(租税特別措置法 44の 2 ①)
  - ① 適用期間の開始の日から5年以内に取得等をした高度技術工業用設備………機械及び装置 30% (建物及びその附属設備 15%)
  - ② 適用期間の開始の日から7年以内に取得等をした高度技術工業用設備(①に該当するものを除く。) ………機械及び装置 25% (建物及びその附属設備 13%)
  - ③ 適用期間の開始の日から 8 年以内に取得等をした高度技術工業用設備 (①及び②に該当するものを除く。) ………機械及び装置20% (建物及びその附属設備 10%)

- ④ 適用期間の開始の日から10年以内に取得等をした高度技術工業用設備（①～③に該当するものを除く。）…………機械及び装置15%（建物及びその附属設備8%）
- ⑤ 適用期間の開始の日から12年以内に取得等をした高度技術工業用設備（①～④に該当するものを除く。）…………機械及び装置14%（建物及びその附属設備7%）
- 32) 租税特別措置法44の2①
- 33) 藤掛一雄 前掲書 P.456
- 34) 一定の要件とは、次に掲げるとおりである。（租税特別措置法44の3①）
- ① 適用期間の開始の日から3年以内に取得等をした特定事業用資産…………機械及び装置30%（建物及びその附属設備15%）
- ② 適用期間の開始の日から5年以内に取得等をした特定事業用資産（①に該当するものを除く。）…………機械及び装置24%（建物及びその附属設備12%）
- ③ 適用期間の開始の日から7年以内に取得等をした特定事業用資産（①及び②に該当するものを除く。）…………機械及び装置20%（建物及びその附属設備10%）
- ④ 特定事業所等の過密集積地域から特定事業集積促進地域への事業所等の移転に伴い、適用期間の開始の日から2年以内に取得等をした特定事業用資産…………機械及び装置15%（建物及びその附属設備8%）
- 35) 租税特別措置法44の3①
- 36) 租税特別措置法44の4①
- 37) 租税特別措置法44の4②
- 38) 藤掛一雄 前掲書 P.477
- 39) 藤掛一雄 前掲書 P.477
- 40) 一定割合とは、次に掲げるとおりである。（租税特別措置法44の5）
- ① 適用期間の開始の日から5年以内に取得等をした特定余暇利用施設13%
- ② 適用期間の開始の日から7年以内に取得等をした特定余暇利用施設（①に該当するものを除く。）10%
- ③ 適用期間の開始の日から8年以内に取得等をした特定余暇利用施設（①及び②に該当するものを除く。）8%
- ④ 適用期間の開始の日から10年以内に取得等をした特定余暇利用施設（①～③に該当するものを除く。）7%
- 41) 租税特別措置法44の5
- 42) 藤掛一雄 前掲書 P.481
- 43) 藤掛一雄 前掲書 P.481
- 44) 対象設備とは、『電気通信事業者の事業所相互間における電気信号の効率的な伝送又は電気通信の高度な制御を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高

めるもの』をいう。(山本守之 前掲書 P.523)

45) 特別償却率は次に掲げるとおりである。(租税特別措置法44の6)

- ① 平成7年4月1日～平成8年3月31日までに取得等をしたもの 10%
- ② 平成8年4月1日～平成9年3月31日までに取得等をしたもの 9%
- ③ 平成9年4月1日～平成10年3月31日までに取得等をしたもの 8%

また、電気通信事業者又は有線テレビジョン放送事業者が電気信号の効率的電送を行うための設備で電気通信用の利便性を著しく高める設備を取得等をして事業の用に供したときは、次の償却率による特別償却が認められている。

- ① 平成7年4月1日～平成8年3月31日までに取得等をしたもの 14%
- ② 平成8年4月1日～平成9年3月31日までに取得等をしたもの 12%
- ③ 平成9年4月1日～平成10年3月31日までに取得等をしたもの 10%

さらに、電波の共同利用を可能とするための高度の機能を有する無線設備で電波の効率的な利用に著しく資する事業を行う青色申告法人がこれらの設備を平成5年4月1日から平成9年3月31日までに取得等して事業の用に供したときは、初年度12%の特別償却が認められる。

なお、青色申告法人で電気通信事業法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法人が平成5年4月1日から平成9年3月31日までの間に電気通信設備の安定的な提供に資する設備を取得等して事業の用に供した場合には、初年度12%の特別償却が認められる。

46) 租税特別措置法44の6

47) 藤掛一雄 前掲書 P.490

48) その内容に応じて一定割合とは、次に掲げるとおりである。(租税特別措置法44の7)

- ① 事業協同組合等の認定計画に係る共同利用施設………取得価額×8% (公衆利便施設については 12%)
- ② 中中小売商業者等の店舗用又は倉庫用建物及びその附属設備………取得価額×8%
- ③ 中中小売商業振興法の特定会社等の共同店舗、アーケード、休憩所等の用に供する建物等………取得価額×8% (公衆利便施設については、12%)
- ④ 環境衛生同業組合等の共同利用施設………取得価額×8%
- ⑤ 認定事業者の商業施設で特定商業集積に係る店舗用又は倉庫用建物及びその附属設備………取得価額×8%
- ⑥ 事業協同組合等の特定の計画に係る共同利用施設等………取得価額×8%
- ⑦ 食品商業集積施設のうち店舗用、倉庫用の建物及びその附属設備………取得価額×8%
- ⑧ 中小企業流通業務効率化促進法の認定計画に係る共同利用施設等で組合が取得する建物及びその附属設備………取得価額×8%

- 49) 租税特別措置法44の 7
- 50) 藤掛一雄 前掲書 P.494
- 51) 租税特別措置法44の 8